

# 長野県土木事業 設計基準 新旧対照表

〔第6編 道路附属施設事業〕  
 第4章 第4節 アスカーブ等がある場合の取り扱い

旧（改定前）	新（改定後）
<p>旧（改定前）の図解：アスカーブの高さは600mm、頂上幅は250以下または250未満と規定されている。</p>	<p>新（改定後）の図解：アスカーブの高さは600mm、頂上幅は250以上の場合または250未満と規定されている。</p>